

2024 年 6 月 27 日 一部改正
2024 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

機関区域からの脱出設備に係る統一解釈

改正対象

鋼船規則検査要領 R 編

改正理由

IMO では SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4 規則において規定される、機関区域からの脱出設備に関する要件についての統一解釈を MSC.1/Circ.1511 として回章しており、本会はこの関連規則に取入れている。

当該統一解釈では、機関区域からの脱出経路の出口となる外部の安全な位置について、可燃性液体が貯蔵されている区画は安全な位置に該当しないものとして除外している。一部の船舶にあっては、脱出経路の出口が操舵機室に導かれるよう設計されており、その際、操舵装置の操作油を貯蔵するタンクが設けられている操舵機室が安全な位置に該当するものか否か不明確であるとの指摘があった。

このため、IACS では操舵装置を駆動するための操作油を貯蔵している操舵機室が安全な位置に該当する区画に含まれることを明確化すべく、当該統一解釈の改正案を作成した。当該統一解釈の改正案は、2024 年 1 月に開催された IMO 第 10 回船舶設計・建造小委員会（SDC 10）にて合意が得られており、2024 年 5 月に開催された IMO 第 108 回海上安全委員会（MSC 108）での承認が行われた。

今般、MSC.1/Circ.1511/Rev.1 案に基づき、関連規定を改める。

改正内容

機関区域からの脱出先である外部の安全な位置として、操舵装置を駆動するための操作油を貯蔵している操舵機室を加える。

施行及び適用

2024 年 6 月 27 日から施行

ID: DX23-18

「機関区域からの脱出設備に係る統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R13 脱出設備 R13.4 機関区域からの脱出設備 R13.4.1 A 類機関区域からの脱出 -8. 規則 R 編 13.4.1(1)にいう「安全な位置」には、開放甲板への通路が設けられ、かつ、障害物がないよう維持されている操舵装置の操作油が貯蔵されている操舵機室、車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域が含まれる。ただし、貨物区域、ロッカ室、貯蔵品室、貨物ポンプ室及び可燃性液体が貯蔵されている区域はこれに含まれない。 附 則 1. この達は、2024 年 6 月 27 日から施行する。	鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R13 脱出設備 R13.4 機関区域からの脱出設備 R13.4.1 A 類機関区域からの脱出 -8. 規則 R 編 13.4.1(1)にいう「安全な位置」とは、貨物区域、ロッカ室及び貯蔵品室（面積に関係ない）、貨物ポンプ室並びに可燃性液体が貯蔵されている区域以外の場所であつて、開放甲板への通路が設けられ、かつ、障害物がないよう維持されているものをいう。ただし、開放甲板への通路が設けられ、かつ、障害物がないよう維持されている車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域は「安全な位置」として差し支えない。	